

危険物施設で事故がおきたら...

先ず何をすれば？

応急措置？

事故発生時には**応急措置**・**通報**が必要
流出事故が発生した場合の応急措置の一例

- 1 発災施設への危険物等の供給及び流入停止(バルブ等により発災施設への危険物等の供給及び流入を停止)
- 2 発災施設等の緊急停止(施設が運転中の場合は、発災施設及び関連施設の緊急停止)
- 3 発災施設の危険物等の除去等(施設内に滞留している危険物等を必要に応じて安全に処理できる設備等に排出するとともに配管内等を窒素等により置換)
- 4 流出範囲の拡大防止措置
【液体が流出した場合】
 - (1) 土のう等で囲い、流出範囲の局限化を図る。
 - (2) 流出が施設以外に及んだ場合は、状況に応じて油水系の排水溝、雨水系の排水溝又はすべての排水溝を閉鎖する。
 - (3) 海上又は河川に流出するおそれがある場合には、あらかじめオイルフェンスを展開する。
- 5 指揮本部の設置(責任者を配置し、情報収集、活動の指示、消防隊への情報提供、人員の掌握)
- 6 警戒区域設定(警戒区域は、風向・風速・拡大の状況等に応じて、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを制限して二次災害を防止)
- 7 防災資機材の集結
- 8 緊急車両入門口の開門
- 9 緊急車両以外の車両の事業所への進入制限
- 10 引火防止措置
 - (1) 火気使用の中止(流出した危険物等が低引火点のものである場合には、事業所内の火気及び火花を発生する電気器具等の使用を直ちに中止し、隣接事業所に事故の状況を伝え、火気使用の制限を依頼する。)
 - (2) 泡による液面被覆(流出した危険物等が低引火点のものあるいは高温のものである場合には、泡により流出危険物等の液面を被覆する。)
- 11 回収作業の実施



梅雨に入る前に...

梅雨や台風の時期には、局地的大雨、集中豪雨や
河川の氾濫等により多くの事故が発生しています。

危険物施設においても、非常時の資器材の確認や資器材を活用
した訓練など、風水害対策の確認をしてください。



・非常用発電機など
停電への備え



・土のう、止水板など
浸水防止用設備の備え

城 東 消 防 署 ・ 城 東 災 害 予 防 協 会

予防課危険物係 03-3637-0119(内線610)

東砂出張所 03-3640-0119

大島出張所 03-3636-0119

砂町出張所 03-3648-0119